

北海道告示第11826号

家畜伝染病まん延防止規則(昭和50年北海道規則第32号)第5条第1項の規定による家畜集合施設の開催等の制限について、次のとおり指定する。

令和7年(2025年)12月29日

北海道知事 鈴木 直道

1 停止する事業

- (1) GPセンター等
- (2) ふ卵場

2 事業を停止する期間

当分の間

3 事業を停止する区域

令和7年(2025年)12月29日付け北海道告示第11825号で指定した移動制限区域

4 移動を禁止する理由

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため